

100 年変わらぬ志
～ 丁寧に、誠実に、あなたの未来のために ～

丸三証券

第105期 報 告 書

2024年4月1日～2025年3月31日

(第105期定時株主総会招集ご通知添付書類)

経営理念

1. 自由で民主的な高度福祉社会の建設

我々は、自由で民主的な社会において、人間がその持てる力を最大限に発揮できるものと信ずる。
自由で秩序ある市場機構によってこそ、経済的繁栄があり、社会正義の実現とより高度な福祉社会の建設が可能になると確信する。

2. 社会的責務の遂行

我々は、長期の産業資本および公共資本の調達と、国民金融資産の運用を通じて社会の健全な発展に貢献する。

3. 顧客に対する奉仕の心

我々はいついかなる場合にも顧客に対して奉仕する心を失うことのないよう誓うものである。

4. 自主独立の精神と証券市場の発展

証券業を通じて社会に貢献するためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが基本である。
我々は企業の主体性を確立し自主独立の精神に徹することが証券市場の健全な発展に寄与するものと確信する。

5. 全員参加の経営

我々は、社員の一人一人が経営に積極的に参加していくことにより企業の発展と社会的責任の遂行が可能になるものと確信する。我々は、社員全員が共に考え、共に行動することをモットーとする。

6. 企業の発展と福祉の向上

企業の継続的発展と社員の福祉の源泉は生産性の向上にある。
我々は生産性の向上を通じて働きがいのある職場を自ら創り上げ、全社員の福祉を増大することに努める。

目次

事業報告

1 企業集団（当社グループ）の 現況に関する事項	2
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	13
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	23
6 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容の概要	24
7 業務の適正を確保するための体制等の 運用状況の概要	27
8 株式会社の支配に関する基本方針	29

計算書類

連結貸借対照表	31
連結損益計算書	32
連結株主資本等変動計算書	33
連結注記表	34
貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46
個別注記表	47

監査報告	40, 42, 50
------	------------

参考情報

連結キャッシュ・フロー計算書	52
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

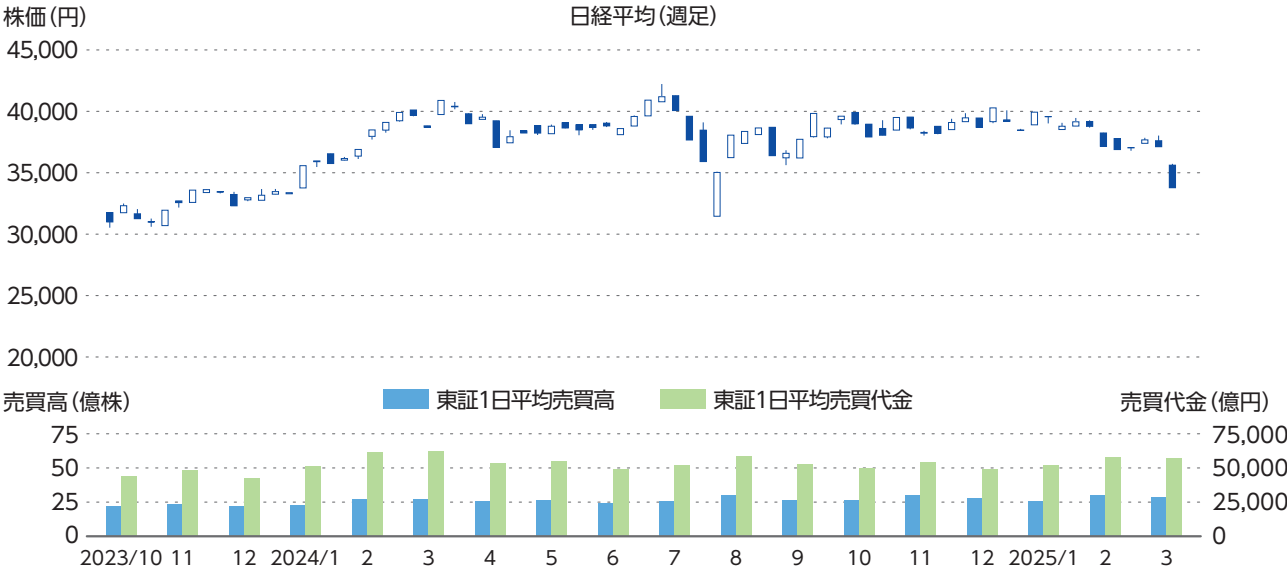
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、人手不足が続くなかで、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費に持ち直しの動きが見られました。また、堅調な企業業績を背景に設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな回復局面が続きました。一方、期末にかけては、米政権が打ち出した関税政策を巡る懸念から、世界経済の先行き不透明感が

強まり、日本経済を下押しするリスクが高まりました。

このような環境の下、当社グループの業績は、株式委託手数料が減収となった一方で、投資信託の募集手数料および信託報酬は増収となり、連結営業収益は188億49百万円（前期比1.3%増）、連結経常利益は40億48百万円（同3.3%減）となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

[株式部門]

当期の株式市場において、期初40,646円で始まった日経平均株価は、日本企業の業績拡大期待などを受けて、7月に42,000円台へ上昇し、史上最高値を更新しました。しかし、米国の景気後退や日銀の金融引き締めに対する警戒などから、8月に一時31,000円台へ急落しました。その後、円高の一服や米国経済の軟着陸期待の高まりで、40,000円台へ持ち直す場面がありましたが、米政権が打ち出した関税政策を巡る懸念から、2月以降は再び下落基調となり、当期末は35,617円となりました。

このような環境の下、生成AIの急速な普及で成長期待が高まっている半導体関連銘柄を中核に、航空・防

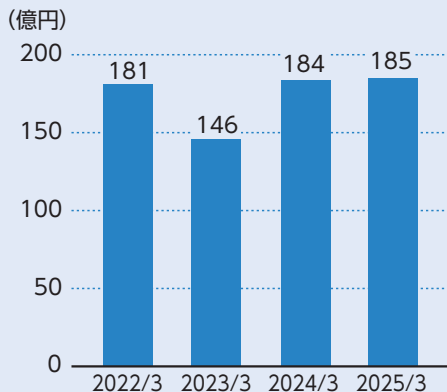
衛事業を手掛ける大手重工メーカー、貸出利ざやの改善が期待されるメガバンクなどの選別および情報提供に注力しました。しかし、下期にかけては、日本株市場の騰勢が一服するなか、相場の牽引役だった半導体関連銘柄が大幅な下落となりました。

引受業務につきましては、新規上場を目指す企業へのマーケティング、情報提供および関係構築に注力するとともに、当社の独自性や強みを訴求することにより、新規上場企業19社、既上場企業2社の株式引受けを行いました。

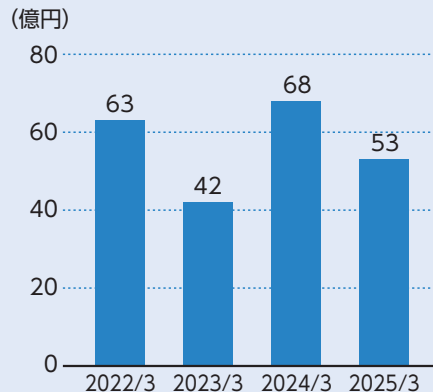
以上の結果、株式受入手数料は53億53百万円（前期比21.4%減）となりました。

なお、2024年4月からスタートした中期経営計画に

受入手数料



株式受入手数料



おける日本株（当社が推奨する個別銘柄）の純増額（12か月間）は336億円（達成率168.2%）となりました。

【債券部門】

当期の債券市場において、期初0.740%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）は、円安が一段と進行し、日銀による追加利上げなどの政策修正観測が強まったことから、5月下旬に1.100%まで上昇しました。その後、インフレ減速などを受けて、米国が利下げ姿勢に転じたことなどから一旦は低下しましたが、米国景気の底堅さや米政権の政策を巡るインフレ再燃への懸念などから再び上昇に向かい、期末にかけては、

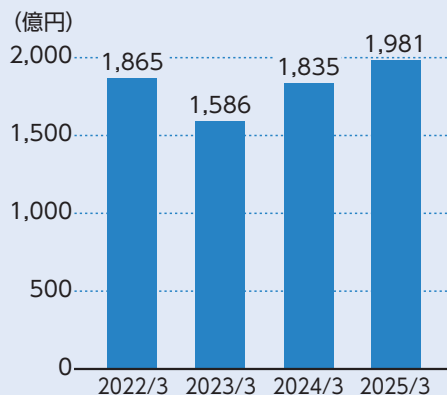
好調な賃上げ情勢を背景に日銀が利上げ姿勢を強めたことなどを受けて、当期末は1.485%となりました。

このような環境の下、個人向け社債の引受額の増加などにより、債券の募集・売上の取扱高は327億円（前期比17.7%増）となり、債券受入手数料は1億3百万円（同28.5%増）となりました。一方、債券価格の下落などを受けて、債券等トレーディング損益は3百万円（同59.0%減）となりました。

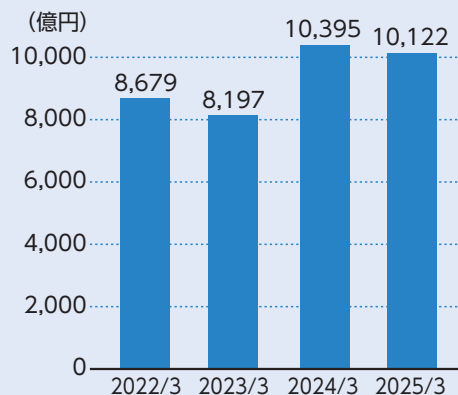
【投資信託部門】

投資信託部門はバランス型ファンドのほか、世界の株式に投資するファンドを中心に販売し、残高の増加に努めました。

株式投資信託取扱高



株式投資信託残高



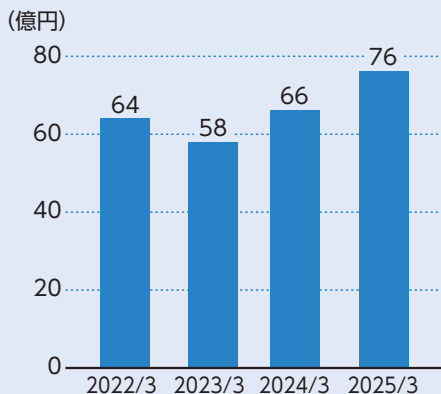
具体的には、米国を中心とした世界の株式および債券に分散投資する「ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド」、米ドル建ての多様なインカム資産に分散投資する「NWQフレキシブル・インカムファンド」、割安で好配当が期待される株式に投資する「先進国好配当株式ファンド」などの販売に注力しました。

また、重要情報シートや「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」、資産運用シミュレーションツールを積極的に活用することで、分かり易い説明やお客様の保有ファンドのフォローに努めました。その他にもポートフォリオ分析、お客様のライフステージやニーズに沿ったご提案などのサービス向上に取り組みました。

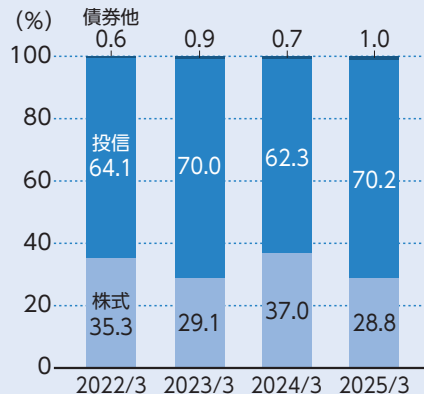
そうしたなか、株式投資信託の募集取扱高は1,981億円（前期比7.9%増）となり、募集手数料は52億92百万円（同11.8%増）となりました。また、基準価額の上昇などに伴い、取扱ファンドが分配金を払い出したことなどから、3月末の株式投資信託残高は1兆122億円（同2.6%減）となったものの、株式投資信託の期中平均残高の増加により、信託報酬は76億17百万円（同14.9%増）となりました。

なお、2024年4月からスタートした中期経営計画における株式投信の純増額（12か月間）は722億円（達成率120.3%）となり、当期の投資信託の信託報酬による販管費カバー率は50.0%となりました。

信託報酬



商品別受入手数料構成比



[損益状況]

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益188億49百万円（前期比1.3%増）、経常利益40億48百万円（同3.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益37億92百万円（同29.6%増）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益188億50百万円（前期比1.3%増）、経常利益41億13百万円（同1.9%減）、当期純利益45億20百万円（同51.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

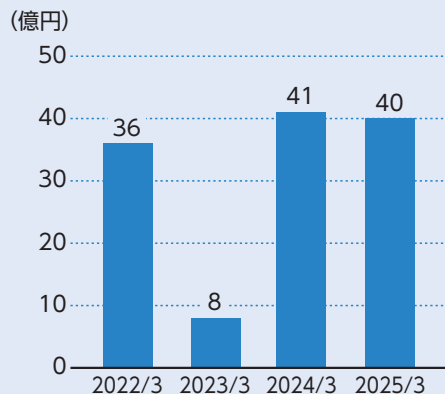
当期は、本社ビルのネットワーク機器入替やサーバ更改等のシステム投資に加え、仮店舗へ移転した秩父

支店の建替えや岡山支店大規模改装など、営業店舗の整備に努め、9億41百万円の投資を行いました。

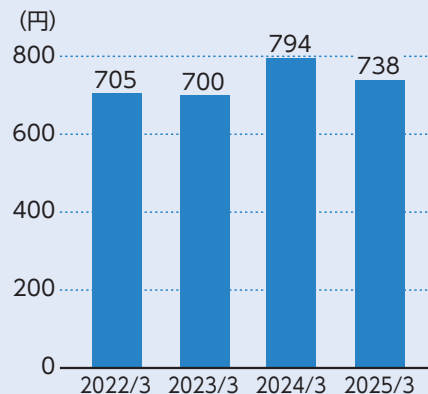
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第102期 (2021.4.1～2022.3.31)	第103期 (2022.4.1～2023.3.31)	第104期 (2023.4.1～2024.3.31)	第105期 (2024.4.1～2025.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 18,670	百万円 14,931	百万円 18,608	百万円 18,849
(う ち 受 入 手 数 料)	(18,115)	(14,660)	(18,411)	(18,589)
経 常 利 益	3,647	852	4,187	4,048
親会社株主に帰属する当期純利益	2,827	778	2,925	3,792
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	42円51銭	11円86銭	44円56銭	57円38銭
総 資 産	百万円 90,885	百万円 67,601	百万円 84,075	百万円 73,363
純 資 産	47,133	46,086	52,524	49,008
1 株 当 た り 純 資 産 額	705円27銭	700円13銭	794円01銭	738円38銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第102期 (2021.4.1～2022.3.31)	第103期 (2022.4.1～2023.3.31)	第104期 (2023.4.1～2024.3.31)	第105期 (2024.4.1～2025.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 18,670	百万円 14,931	百万円 18,608	百万円 18,850
(う ち 受 入 手 数 料)	(18,115)	(14,660)	(18,411)	(18,589)
経 常 利 益	3,630	843	4,194	4,113
当 期 純 利 益	2,815	772	2,992	4,520
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	42円34銭	11円77銭	45円58銭	68円40銭
総 資 産	百万円 90,080	百万円 66,841	百万円 82,704	百万円 71,596
純 資 産	45,501	44,484	50,666	47,723
1 株 当 た り 純 資 産 額	680円74銭	675円68銭	765円83銭	718円96銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、経営理念において「いついかなる場合にもお客様に対して奉仕する心を失うことのないよう誓う」と宣言し、お客様本位の業務運営に努めております。

また当社は、お客様のライフプランや投資目的、経験、リスクに対する考え方などを十分に把握した上で、資産運用のご提案等を通じ、お客様の資産形成に貢献することが、当社の社会的使命であると考えております。

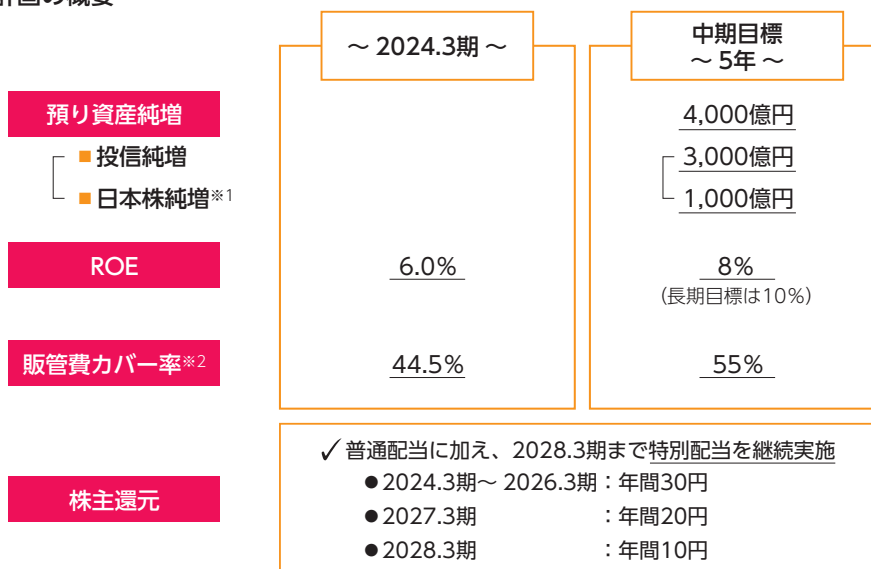
この実現のためには、「売買手数料依存の収益構造から脱し、残高連動報酬をベースにした収益構造を確立すること」が必要であると考え、2012年度以降、株式投信純増3ヵ年計画を4次にわたり実施してまいりました。

そして、2024年度からは、新たに「中期経営計画」

を策定し、現在取り組んでおります。まず、株式営業においては、有望銘柄を発掘する目利き力や分かりやすい提案力を更に強化し、当社が推奨する個別銘柄の残高増加を図っております。また、投資信託営業においては、良質なファンドの長期保有により投資信託の残高を着実に積み上げ、信託報酬による販管費カバー率を一層高めることで、不安定な業界環境下においても安定した業績を目指しております。その他、新たな注力分野として、「ゴールベースアプローチによるファンドラップ事業の開始」や、「引受主幹事案件の獲得拡大」にも取り組んでおります。

これらの施策を実践することで、中期的に、当社の資本コストを上回るROEを達成していく所存です。

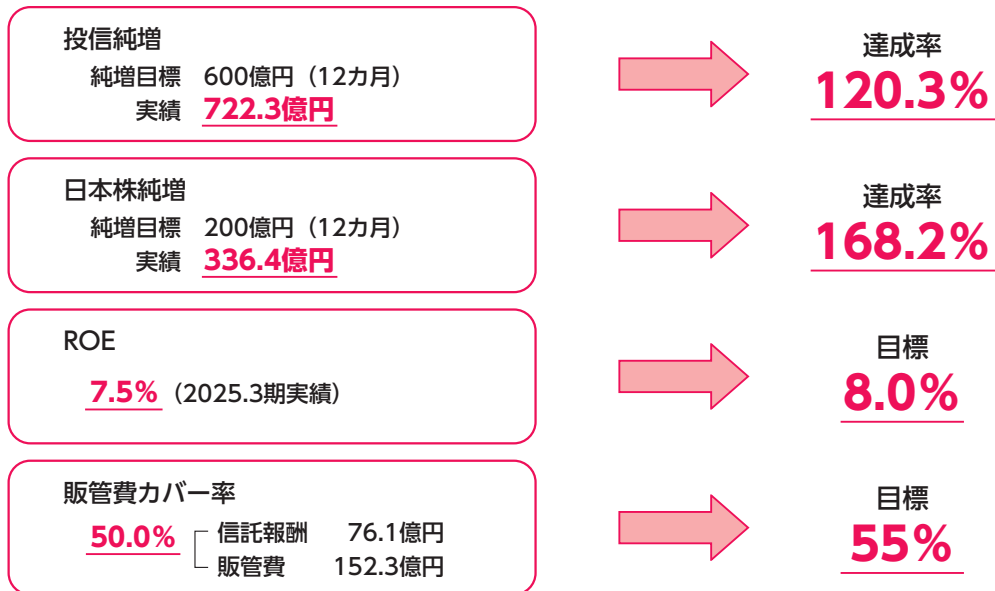
中期経営計画の概要



※1：当社が推奨する個別銘柄（2024年3月末時点では52銘柄）

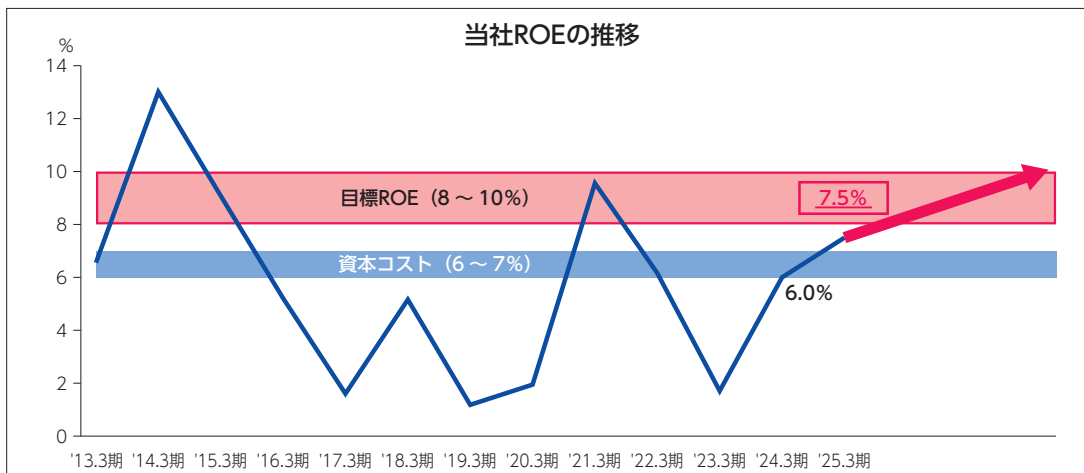
※2：投資信託の信託報酬による販管費カバー率

進捗状況（2024年4月～2025年3月）



資本コストを上回るROEの達成

- 資本コストを平均的に上回るROE8%（長期10%）の達成を目指す



(6) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。

そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。

さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社1社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三ファイナンス株式会社はベンチャーキャピタル業務および営業店舗用不動産賃貸業を営んでおります。なお、当社は2025年4月1日を効力発生日として、丸三ファイナンス株式会社を吸収合併いたしました。

(8) 主要な営業所の状況（2025年3月31日現在）

当 社

① 本 店 東京都千代田区麹町三丁目3番6

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、日本橋、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 営業所 2店

区 分	営業所数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

(注) 子会社の会社名および所在地は、(10)「重要な子会社の状況」に記載しております。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団（当社グループ）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,098名	14名減	36歳0ヵ月	12年9ヵ月

(注) 1.従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

② 当社（単体）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,098名	14名減	36歳0ヵ月	12年9ヵ月

(注) 1.従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

(10) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都千代田区	74 百万円	100.0 %

(注) 1.上記は連結子会社であります。
2.上記子会社の主要な事業内容は、1. (7)「主要な事業内容」に記載しております。
3.当社は2025年4月1日を効力発生日として、丸三ファイナンス株式会社を吸収合併いたしました。

(11) 主要な借入先および借入金額の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入金の種類	借入金額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短期借入金	630 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	短期借入金	600
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	短期借入金	300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短期借入金	200
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	短期借入金	50 百万円
	信用取引借入金	237

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株
(うち自己株式数 1,225,978株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 80,427名（前期末比 15,691名増）
(うち単元株主数 77,606名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,903,400 株	10.43 %
2 日本生命保険相互会社	5,230,585	7.90
3 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.17
4 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.54
5 株式会社みずほ銀行	940,000	1.42
6 長尾 愛一郎	902,471	1.36
7 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	750,700	1.13
8 STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	625,200	0.94
9 STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	541,919	0.82
10 丸三証券従業員持株会	433,190	0.65

- (注) 1.当社は自己株式として1,225,978株を保有しておりますが、上記「主な株主の状況」に記載する大株主から除外しております。
- 2.持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

名 称	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権の発行日	2015年7月31日	2017年8月3日	2018年8月2日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 3名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	100個	400個	600個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の目的である株式の数	10,000株	40,000株	60,000株
新株予約権と引換えに金銭を 払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない		
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり1,387円	1株当たり971円	1株当たり1,045円
新株予約権の権利行使期間	2017年7月16日～ 2025年7月15日	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月18日～ 2028年7月17日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。		

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

上記の内、第14回の取締役1名が保有する新株予約権100個および、第17回の取締役3名が保有する新株予約権600個の内取締役1名が保有する新株予約権200個は、いずれも取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 23 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2024年8月1日
交付時の人数	当社従業員 110名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	1,820個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	182,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり1,144円
新株予約権の権利行使期間	2026年7月17日～2034年7月16日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 等
菊 地 稔	取締役社長（代表取締役）	
服 部 誠	専務取締役（代表取締役）	営業本部長・エクイティ本部長、 営業企画部長・証券貯蓄部長・投資相談部長
今 里 栄 作	取締役（社外取締役）	
建 壁 徳 明	取締役（執行役員）	内部管理統括責任者、監理本部長
植 原 恵 子	取締役（社外取締役）	
正 田 郁 夫	取締役（社外取締役）	取締役会議長、指名委員会委員長、 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長
濱 田 豊 作	取締役（社外取締役）	
山 崎 昇	常勤監査役	
清 水 昭 男	常勤監査役（社外監査役）	
根 岸 和 弘	常勤監査役（社外監査役）	
太 田 泰 司	監査役	

(注) 1. 取締役 今里栄作氏、植原恵子氏、正田郁夫氏および濱田豊作氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役清水昭男氏および根岸和弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役 山崎昇氏は2004年6月から2019年6月まで15年間当社財務部長を勤め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役、監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

該当事項はありません。

(4) 取締役および監査役の兼職状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取締役（社外取締役）	今 里 栄 作	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	社外監査役
取締役（社外取締役）	植 原 恵 子	東北電力株式会社	社外取締役
常勤監査役	山 崎 昇	丸三ファイナンス株式会社	監査役
常勤監査役（社外監査役）	清 水 昭 男	丸三ファイナンス株式会社	監査役
常勤監査役（社外監査役）	根 岸 和 弘	丸三ファイナンス株式会社	監査役

(注) なお、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズおよび東北電力株式会社と当社との間には、開示すべき関係はございません。また、丸三ファイナンス株式会社は1. (10)に記載の子会社で、2025年4月1日を効力発生日として当社が吸収合併し、兼職は解消しております。

(5) 執行役員の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 等
柏 原 延 行	常務執行役員	投資信託部長 チーフ・グローバル・ストラテジスト
武 田 浩	常務執行役員	システム企画部長
山 崎 弘 義	常務執行役員	法人本部長、債券部長
片 野 健 児	執行役員	大阪支店長、営業二部長
建 壁 徳 明	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
戸 谷 清 隆	執行役員	財務部長・証券管理部長
松 井 豊	執行役員	引受本部長、引受部長・企業部長
牧 野 郁 雄	執行役員	総務部長
北 山 信 次	執行役員	調査部長
吉 岡 一 哉	執行役員	企画部長
青 木 真 嗣	執行役員	監理本部副本部長
木 村 淳 一	執行役員	投資顧問部長

(注) 1.北山信次氏は、2025年3月31日付にて執行役員を退任しております。
2.2025年5月1日付にて、平井克典氏が新たに執行役員に就任し、調査部長を委嘱しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）および会社に生じる一定の費用（事実関係調査のための費用、公告費用等）を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、保険期間中に新たに選任された役員等および既に退任している役員等、並びに役員等が死亡した場合にはその相続人等も含まれます。

また、保険料は、約10%を被保険者が負担しており、残りの約90%を当社が負担しております。

(注) 当事業年度中において、被保険者にその他会社法上の重要な使用人はおりませんでした。

(8) 任意の委員会の設置

当社は任意の委員会として「指名委員会」、「取締役報酬委員会」および「執行役員報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」は取締役会の諮問に基づき代表取締役の選解任やその判断基準等について審議し答申する機関、「取締役報酬委員会」は取締役会の委任に基づき取締役の月例報酬（固定報酬）と業務執行取締役の賞与を決定するとともに、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等について審議し答申する機関、「執行役員報酬委員会」は執行役員の報酬について取締役会の委任に基づき協議し決定する機関として活動し、取締役会の意思決定の透明性を高めております。

なお、2025年3月31日現在の各委員会の委員は下記のとおりです。

委 員 会 名	地 位	氏 名
指名委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	今里 栄作、植原 恵子、濱田 豊作
取締役報酬委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	今里 栄作、植原 恵子、濱田 豊作
執行役員報酬委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	菊地 稔、服部 誠

(9) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数 (名)	報酬等の種類別の総額（単位：百万円）			報酬等の総額 (単位：百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7 (4)	113 (42)	30 (－)	－	143 (42)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	35 (21)	－	－	35 (21)
合 計 (うち社外役員)	11 (6)	149 (63)	30 (－)	－	179 (63)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与17百万円は含まれておりません。

2. 取締役の固定報酬には、医療コンサルタント費用が含まれております。

3. 業績連動報酬に記載の金額は、業務執行取締役の賞与引当額で、第105期定時株主総会に付議し承認されることを条件に支給いたします。

② 業績連動報酬に係る事項

当社は、業績連動報酬として業務執行取締役に対して賞与を支給しております。賞与の総額は、「経常利益」および「当期純利益」を指標としつつ、総合的に判断しております。当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性および透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切と判断したためです。賞与の個別支給額は、原則、役位に応じて支給しております。

なお、賞与に係る指標の実績は、1.(4)「財産および損益の状況」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬に係る事項

当社は、非金銭報酬として業務執行取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。当該ストックオプションの内容およびその付与状況は、3.(1)「当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の定めに関する事項

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬の総額について年額2億円以内、監査役報酬の総額について年額40百万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は4名です。

また、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、当事業年度（第105期）に係る賞与は①「当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりで、第105期定時株主総会に付議いたします。

同じく、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、次のとおりストックオプションとして新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。なお、新株予約権は発行後2年間で費用処理しております。

- イ. 2017年6月22日開催の第97期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第98期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）19百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。
- ロ. 2018年6月20日開催の第98期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役2名に対し、第99期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）15百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会に諮問し、その回答内容を尊重して、2021年2月15日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。取締役の報酬は、固定報酬と、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬であるストックオプションで構成され、個人別の固定報酬、賞与の総額および個別支給額・支給時期については、取締役会の委任を受けた、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から離れた立場で業務執行を監督するという観点から、固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、企業価値の維持・向上や人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえたうえで、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役位ごとに基準を定め、職務遂行の対価として在任中に毎月支給しております。ただし、社外取締役の固定報酬については、期待される役割を適切に遂行できるよう、職務価値に見合った報酬水準としております。

賞与は、業績に対する貢献に報いるため、年一回、株主総会の承認を得て、株主総会終了後の一定の時期に支給しております。ただし、社外取締役に対して賞与は支給しておりません。

ストックオプションは、株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上への動機が高まることを期待し、年一回、取締役の就任・昇格時に、役位に応じて算出して、株主総会の承認を得て付与しております。ただし、社外取締役に対しては、ストックオプションは付与しておりません。

取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との観点から固定報酬を基本としつつ、単年度業績の向上や企業価値向上へのインセンティブが有効に機能するよう、固定報酬と業績連動報酬等のバランスを考慮しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定しております。取締役報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について多角的な観点から審議を行ったうえで報酬等の内容を決定しております。前記方針の決議後に決定された個人別の報酬等につきましては、取締役報酬委員会で決定された算定方法および報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

2021年2月15日開催の取締役会の決議により、取締役報酬委員会を構成する社外取締役に、取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。当事業年度におきましては、(8)「任意の委員会の設置」に記載のとおり社外取締役 正田郁夫、同 今里栄作、同 植原恵子、同 濱田豊作の4氏に委任しております。委任する権限の内容は、業務執行取締役の個人別の固定報酬、社外取締役の個人別の固定報酬、業務執行取締役の賞与の総額および個別支給額・支給時期です。これらの権限を委任した理由は、取締役会の意思決定の透明性や取締役の個人別報酬の透明性を確保するためです。なお、社外取締役の固定報酬は、経営陣からの独立性が確保されていないと監督機能を実効的に果たせないおそれがあるため、代表取締役と協議のうえ、取締役報酬委員会で決定することとしております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬委員会は社外取締役のみで構成し、委任を受けた事項について、取締役報酬委員会から取締役会へ報告することとしております。

(10) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	今 里 栄 作	当期開催の取締役会16回の内15回に出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員および取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回の内1回に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	植 原 恵 子	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	正 田 郁 夫	当期開催の取締役会16回の全てに出席して議長を務め、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員長、取締役報酬委員会委員長、執行役員報酬委員会委員長に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回、執行役員報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。さらに、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員に就任し独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した助言等をいただきました。
取締役	濱 田 豊 作	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、大手総合商社の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員および取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
監査役	清 水 昭 男	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、同じく監査役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、2025年4月1日付にて当社が吸収合併した子会社、丸三ファイナンス株式会社の監査役を兼任しておりました。
監査役	根 岸 和 弘	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、同じく監査役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、2025年4月1日付にて当社が吸収合併した子会社、丸三ファイナンス株式会社の監査役を兼任しておりました。

(11) 取締役会の実効性評価

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、2024年10月に取締役・監査役に対し、アンケートを実施し、その結果について取締役会で認識を共有した上で取締役会全体の分析・評価を行ないました。

現状の取締役会の規模・構成、審議時間や議案の選定等のプロセスや運営状況、社外取締役へのサポート状況などについて確認した結果、当社取締役会の実効性は確保されているものの、中長期的な経営戦略等についての議論の充実に向け、社内の会議のあり方を再構築させる必要があるとの認識を共有し、見直しに着手しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等の額 (非監査業務の内容：顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務)	2
合計	40
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査時間と監査報酬の推移を確認し、当期の報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査方針も勘案して審議した結果、報酬額の水準は妥当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号二)

- ① 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。
- ⑤ 当社の社外取締役、社外窓口に通報できる内部通報制度を設け、公益通報者保護法及び「内部通報に関する規程」に基づく運用と通報者の保護を図るとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑥ 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力

及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

- ⑦ 当社は、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号口)

- ① 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。
- ② 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部にお

いてリスク管理を行い、内部管理統括責任者に管理状況を報告する。

- ③ 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。
- ④ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
- ⑤ 自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続リスクについては、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ⑦ 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）

- ① 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採

用し、業務執行の責任の明確化を図る。

- ② 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
- ③ 当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役および執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。
- ④ 当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）

- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）

- a) 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
- b) 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- c) 取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。

② 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）

当社は、前項①a)、②の報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払う。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）

- ① 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

(注) 2025年4月1日付にて、子会社の丸三ファイナンス株式会社を吸収合併し、子会社がなくなったため、2025年4月28日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改正し、子会社に関する記載を削除しております。なお、上記には改正前の内部統制システム構築の基本方針を掲載しております。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・役職員に対して各階層職位に応じたコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- ・内部監査部は対象部署の内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告しました。
- ・社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的に業務連絡会を実施しました。
- ・役職員からの内部通報制度である「提言コーナー」を設けており、届いた通報には適切に対応しました。
- ・「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象部署が財務報告への影響が大きい業務の自己点検を実施しました。
- ・新規の口座開設等に際し、反社会的勢力を排除するための審査を実施しました。
- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する態勢を整備しました。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、法令諸規則、社内規程に基づき管理保存しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・監理本部長は、各部門からリスク管理に関する定期的な報告を受け、リスク管理の推進とリスク管理状況のチェックに努めました。

- ・市場リスクの管理状況は、財務部が内部管理統括責任者に報告しました。
- ・情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- ・システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。
- ・事業の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき体制の整備に努めました。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、社内の業務執行取締役による経営の意思決定、社外取締役による業務執行についての監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図り、業務の執行状況を報告する執行役員会と重要な案件を審議する経営会議を毎月開催して、情報の共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。
- ・任意の委員会に関する社内規程に基づき、当期は取締役報酬委員会、執行役員報酬委員会を開催しました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の業務の執行状況は、子会社担当部門が適切に管理しております。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 子会社は、毎月、当社の子会社担当部門に営業成績等を報告するとともに、四半期毎に当社執行役員会で決算報告を行いました。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置しておりません。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期において該当者はありませんが、前号の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得るものとしております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席しました。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期において該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利益な取扱いを行いません。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役の職務執行に必要な費用を支払いました。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表取締役は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、

あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2023年6月22日開催の第103期定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2023年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下のとおりです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案

等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成される特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、大規模買付行為者が当社の定める手続に従わない場合を除き、必ず株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、または本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載のとおり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2023年6月22日に開催された当社第103期定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、大規模買付行為者が本対応方針を遵守している場合には、必ず株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととしました。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないように機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

以 上

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当 連 結 会計年度 (2025年3月31日)	前 連 結 会計年度 (2024年3月31日)	増減額
●資産の部			
流動資産	53,667	60,489	△ 6,822
現金・預金	31,448	36,368	△ 4,920
預託金	10,845	11,659	△ 814
顧客分別金信託	10,825	11,639	△ 814
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	139	549	△ 409
商品有価証券等	139	549	△ 409
デリバティブ取引	—	0	△ 0
約定見返勘定	12	0	12
信用取引資産	5,620	6,860	△ 1,239
信用取引貸付金	5,500	6,781	△ 1,281
信用取引借証券担保金	119	78	41
立替金	5	9	△ 4
募集等払込金	3,380	3,023	356
未収収益	1,795	1,689	105
その他の有価証券	49	49	—
その他の流動資産	370	278	91
固定資産	19,696	23,586	△ 3,889
有形固定資産	2,860	2,666	193
建物	970	875	95
器具備品	237	348	△ 111
土地	1,251	1,283	△ 31
建設仮勘定	399	158	241
無形固定資産	527	279	248
ソフトウェア	524	278	246
その他	2	0	1
投資その他の資産	16,308	20,640	△ 4,331
投資有価証券	13,574	18,323	△ 4,749
長期貸付金	1	0	0
長期差入保証金	728	708	20
長期前払費用	17	18	△ 1
退職給付に係る資産	1,872	1,473	398
その他	115	115	△ 0
資産合計	73,363	84,075	△ 10,712

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当 連 結 会計年度 (2025年3月31日)	前 連 結 会計年度 (2024年3月31日)	増減額
●負債の部			
流動負債	19,500	25,455	△ 5,954
信用取引負債	392	593	△ 200
信用取引借入金	237	426	△ 188
信用取引貸証券受入金	155	167	△ 11
有価証券担保借入金	6	10	△ 3
有価証券貸借取引受入金	6	10	△ 3
預り金	13,599	17,409	△ 3,810
受入保証金	992	1,437	△ 444
短期借入金	1,780	2,700	△ 920
未払法人税等	824	1,299	△ 475
賞与引当金	1,001	1,004	△ 3
役員賞与引当金	30	30	—
その他の流動負債	874	969	△ 95
固定負債	4,767	5,952	△ 1,185
繰延税金負債	3,903	5,041	△ 1,137
退職給付に係る負債	769	815	△ 45
その他の固定負債	94	95	△ 1
特別法上の準備金	87	143	△ 55
金融商品取引責任準備金	87	143	△ 55
負債合計	24,355	31,550	△ 7,195
●純資産の部			
株主資本	40,404	40,737	△ 332
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	470	415	55
利益剰余金	30,569	31,069	△ 500
自己株式	△ 635	△ 747	112
その他の包括利益累計額	8,455	11,631	△ 3,175
その他有価証券評価差額金	7,768	11,100	△ 3,331
退職給付に係る調整累計額	687	531	156
新株予約権	147	156	△ 8
純資産合計	49,008	52,524	△ 3,516
負債・純資産合計	73,363	84,075	△ 10,712

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)	増減率 (%)
営業収益	18,849	18,608	1.3
受入手数料	18,589	18,411	1.0
トレーディング損益	21	38	△ 45.1
金融収益	239	158	51.5
金融費用	49	52	△ 5.9
純営業収益	18,800	18,556	1.3
販売費・一般管理費	15,255	14,861	2.6
取引関係費	1,230	1,270	△ 3.1
人件費	9,502	9,218	3.1
不動産関係費	1,531	1,455	5.2
事務費	1,583	1,578	0.3
減価償却費	482	453	6.4
租税公課	259	246	4.9
その他	665	638	4.3
営業利益	3,545	3,694	△ 4.0
営業外収益	506	498	1.5
営業外費用	3	5	△ 25.2
経常利益	4,048	4,187	△ 3.3
特別利益	1,359	41	—
投資有価証券売却益	1,297	1	—
金融商品取引責任準備金戻入	55	21	153.4
自己新株予約権消却益	6	18	△ 65.9
特別損失	82	50	63.6
固定資産除売却損	55	39	38.1
減損損失	26	10	164.0
税金等調整前当期純利益	5,325	4,179	27.4
法人税、住民税及び事業税	1,439	1,362	5.7
法人税等調整額	93	△ 108	—
法人税等合計	1,533	1,253	22.3
当期純利益	3,792	2,925	29.6
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	3,792	2,925	29.6

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

連結株主資本等変動計算書

■当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	415	31,069	△ 747	40,737	11,100	531	11,631	156	52,524
当期変動額										
剰余金の配当			△ 4,292		△ 4,292					△ 4,292
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,792		3,792					3,792
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		55		113	168					168
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 3,331	156	△ 3,175	△ 8	△ 3,184
当期変動額合計	－	55	△ 500	112	△ 332	△ 3,331	156	△ 3,175	△ 8	△ 3,516
当期末残高	10,000	470	30,569	△ 635	40,404	7,768	687	8,455	147	49,008

■前連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	30,245	△ 970	39,605	6,040	228	6,269	211	46,086
当期変動額										
剰余金の配当			△ 2,101		△ 2,101					△ 2,101
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,925		2,925					2,925
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		84		224	308					308
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						5,059	302	5,361	△ 55	5,306
当期変動額合計	－	84	824	223	1,132	5,059	302	5,361	△ 55	6,438
当期末残高	10,000	415	31,069	△ 747	40,737	11,100	531	11,631	156	52,524

連結計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 丸三ファイナンス株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年

であります。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

③ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に取り次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

営業収益

受入手数料	18,589百万円
委託手数料	5,458
株式委託手数料	5,324
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	121
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	5,296
投資信託の募集手数料	5,292
その他の受入手数料	7,713
投資信託の信託報酬	7,617
トレーディング損益	21
金融収益	239
営業収益合計	18,849

(注) 1. 収益の分解情報は連結損益計算書の収益を基礎としております。

2. トレーディング損益及び金融収益は、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,430百万円
その他の未収収益	255
	1,686

顧客との契約から生じた債権（期末残高）

投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,557
その他の未収収益	223
	1,781

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 453百万円
- (2) その他の情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断について、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上しています。

この判断は課税所得の発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際の課税所得は当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在において当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、繰延税金資産の取崩しまたは追加計上により、利益が変動する可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,404百万円
- 固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。
- (2) その他の情報

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位でグルーピングを行った上で、減損損失の計上要否判断を将来キャッシュ・フローの見積りに基

について行っております。

この判断は将来キャッシュ・フローの発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際のキャッシュ・フローは当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在において当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、減損損失の計上により、利益が変動する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(単位：百万円)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高	有形固定資産	投資有価証券	合 計
短期借入金	1,780	413	2,648	3,061
金融機関借入金	1,730	413	2,569	2,982
証券金融会社借入金	50	－	79	79
信用取引借入金	237	－	－	－
合 計	2,017	413	2,648	3,061

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券630百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を取引所の会員信認金の代用として10百万円、取引参加者保証金の代用として9百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への当初証拠金の代用として405百万円、清算基金の代用として139百万円を差し入れております。

2. 有価証券等を差入れた場合等の時価額

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 信用取引借証券 | 160百万円 |
| (2) 信用取引借入金の本担保証券 | 226百万円 |
| (3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 6百万円 |

(注) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 信用取引貸付金の本担保証券 | 4,635百万円 |
| (2) 信用取引借証券 | 108百万円 |
| (3) 受入保証金代用有価証券（※） | 10,349百万円 |

（※）再担保に供する旨の同意を得たものに限ります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額

3,578百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	－	－	67,398,262

2. 当連結会計年度末の自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,443,280	937	218,239	1,225,978

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 937株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使に対する割り当てによる減少 218,100株

単元未満株式の売渡請求による減少 139株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,308	35.0	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	1,983	30.0	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,985	30.0	2025年 3月31日	2025年 6月23日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 589,400株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほ

か、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済用預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規程に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表の「その他有価証券」には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、顧客分別金信託、信用取引貸付金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)商品有価証券等 売買目的有価証券	139	139	－
(2)投資有価証券 その他有価証券	13,197	13,197	－
資産計	13,337	13,337	－
デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 0	△ 0	－
デリバティブ取引計	△ 0	△ 0	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

（注1）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 商品有価証券等及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①商品有価証券等において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△3百万円であります。

②その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,523百万円であり、売却益の合計額は1,297百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種 類	取得原価（※）	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,754	13,027	11,272
	小 計	1,754	13,027	11,272
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	190	170	△ 19
	小 計	190	170	△ 19
合 計		1,944	13,197	11,252

※ 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

通貨関連 (単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の種類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	4	－	0	0
	オーストラリアドル	2	－	△ 0	△ 0
	買建				
	アメリカドル	4	－	△ 0	△ 0
	オーストラリアドル	2	－	0	0
合 計		13	－	△ 0	△ 0

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 当連結会計年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式）及び投資事業組合出資金については次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)	371
②投資事業組合出資金 (※2)	54
合 計	425

(※1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
売買目的有価証券				
国債	54	－	－	54
地方債等	－	34	－	34
社債	－	50	－	50
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,197	－	－	13,197
デリバティブ取引				
通貨関連	－	△ 0	－	△ 0
資産合計	13,251	84	－	13,336

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①商品有価証券等及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

債券については、市場価格情報（公社債店頭売買参考統計値等）をもって時価としており、国債はレベル1の時価に分類し、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場価額に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	738円38銭
1株当たり当期純利益	57円38銭

【重要な後発事象に関する注記】

共通支配下の取引等に関する事項

当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である丸三ファイナンス株式会社を吸収合併致しました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

企業の名称：丸三ファイナンス株式会社
事業の内容：不動産業、投融資業

②企業結合日

2025年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、丸三ファイナンス株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称
丸三証券株式会社
(本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容及び決算期に変更はありません。)

⑤その他取引の概要に関する事項
丸三ファイナンス株式会社は、主に当社向けに不動産賃貸業務を行ってまいりましたが、経営資源を統合し、組織運営体制の効率化・最適化を図るため、本合併を行うことと致しました。

(2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

〔その他の注記〕

減損損失に関する注記
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額(百万円)
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	26
合 計			26

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の遊休資産は、時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額を適用しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑中健二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 山 崎 昇 ㊞

常勤監査役 清 水 昭 男 ㊞

常勤監査役 根 岸 和 弘 ㊞

監 査 役 太 田 泰 司 ㊞

(注) 常勤監査役清水昭男及び常勤監査役根岸和弘は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

2025年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2025年3月31日)	前事業年度 (2024年3月31日)	増減額
●資産の部			
流動資産	53,737	60,439	△ 6,701
現金・預金	31,446	36,367	△ 4,920
預託金	10,845	11,659	△ 814
顧客分別金信託	10,825	11,639	△ 814
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	139	549	△ 409
商品有価証券等	139	549	△ 409
デリバティブ取引	—	0	△ 0
約定見返勘定	12	0	12
信用取引資産	5,620	6,860	△ 1,239
信用取引貸付金	5,500	6,781	△ 1,281
信用取引借証券担保金	119	78	41
立替金	5	9	△ 4
募集等払込金	3,380	3,023	356
未収収益	1,795	1,689	105
その他の流動資産	491	279	212
固定資産	17,859	22,264	△ 4,405
有形固定資産	1,287	1,433	△ 145
建物	643	627	15
器具備品	237	348	△ 111
土地	406	437	△ 31
建設仮勘定	0	18	△ 18
無形固定資産	527	279	248
ソフトウェア	524	278	246
その他	2	0	1
投資その他の資産	16,044	20,552	△ 4,507
投資有価証券	13,475	18,223	△ 4,748
関係会社株式	625	625	—
出資金	9	9	△ 0
長期貸付金	1	0	0
長期差入保証金	822	808	14
長期前払費用	16	17	△ 1
前払年金費用	987	761	225
その他	106	106	—
資産合計	71,596	82,704	△ 11,107

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2025年3月31日)	前事業年度 (2024年3月31日)	増減額
●負債の部			
流動負債	19,494	26,397	△ 6,902
信用取引負債	392	593	△ 200
信用取引借入金	237	426	△ 188
信用取引貸証券受入金	155	167	△ 11
有価証券担保借入金	6	10	△ 3
有価証券貸借取引受入金	6	10	△ 3
預り金	13,599	17,409	△ 3,810
受入保証金	992	1,437	△ 444
短期借入金	1,780	3,655	△ 1,875
未払金	551	590	△ 38
未払費用	314	363	△ 49
未払法人税等	823	1,299	△ 476
賞与引当金	1,001	1,004	△ 3
役員賞与引当金	30	30	—
その他の流動負債	2	2	△ 0
固定負債	4,291	5,497	△ 1,206
繰延税金負債	3,367	4,570	△ 1,202
退職給付引当金	850	851	△ 1
その他の固定負債	72	74	△ 1
特別法上の準備金	87	143	△ 55
金融商品取引責任準備金	87	143	△ 55
負債合計	23,873	32,037	△ 8,164
●純資産の部			
株主資本	39,871	39,476	395
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	470	415	55
その他資本剰余金	470	415	55
利益剰余金	30,035	29,807	227
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	27,535	27,307	227
固定資産圧縮積立金	112	126	△ 13
別途積立金	19,485	19,485	—
繰越利益剰余金	7,937	7,695	241
自己株式	△ 635	△ 747	112
評価・換算差額等	7,703	11,033	△ 3,329
その他有価証券評価差額金	7,703	11,033	△ 3,329
新株予約権	147	156	△ 8
純資産合計	47,723	50,666	△ 2,943
負債・純資産合計	71,596	82,704	△ 11,107

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	前事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)	増減率 (%)
営業収益	18,850	18,608	1.3
受入手数料	18,589	18,411	1.0
トレーディング損益	21	38	△ 45.1
金融収益	239	158	51.6
金融費用	54	58	△ 7.5
純営業収益	18,795	18,549	1.3
販売費・一般管理費	15,236	14,890	2.3
取引関係費	1,212	1,249	△ 3.0
人件費	9,502	9,212	3.1
不動産関係費	1,591	1,549	2.7
事務費	1,583	1,584	△ 0.0
減価償却費	439	427	2.8
租税公課	245	233	5.1
その他	660	632	4.5
営業利益	3,559	3,658	△ 2.7
営業外収益	557	540	3.1
営業外費用	3	5	△ 25.2
経常利益	4,113	4,194	△ 1.9
特別利益	1,963	102	—
投資有価証券売却益	1,297	1	—
関係会社特別配当金	604	—	—
金融商品取引責任準備金戻入	55	21	153.4
自己新株予約権消却益	6	18	△ 65.9
抱合せ株式消滅差益	—	61	—
特別損失	27	50	△ 44.4
減損損失	26	10	164.0
固定資産除売却損	1	39	△ 97.3
税引前当期純利益	6,049	4,247	42.4
法人税、住民税及び事業税	1,439	1,361	5.7
法人税等調整額	89	△ 107	—
法人税等合計	1,528	1,254	21.9
当期純利益	4,520	2,992	51.1

株主資本等変動計算書

■当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本										評価・換算差額等		新 株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計						
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金							
当期首残高	10,000	415	415	2,500	126	19,485	7,695	29,807	△ 747	39,476	11,033	11,033	156	50,666
当期変動額														
剰余金の配当							△ 4,292	△ 4,292		△ 4,292				△ 4,292
当期純利益							4,520	4,520		4,520				4,520
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 12		12	－		－				－
税率変更による積立金の調整額					△ 1		1	－		－				－
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		55	55						113	168				168
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											△ 3,329	△ 3,329	△ 8	△ 3,338
当期変動額合計	－	55	55	－	△ 13	－	241	227	112	395	△ 3,329	△ 3,329	△ 8	△ 2,943
当期末残高	10,000	470	470	2,500	112	19,485	7,937	30,035	△ 635	39,871	7,703	7,703	147	47,723

■前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本										評価・換算差額等		新 株 予約権	純資産 合 計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計				
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計								
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金									
当期首残高	10,000	331	331	2,500	139	19,485	6,791	28,916	△	970	38,276	5,995	5,995	211	44,484	
当期変動額																
剰余金の配当							△ 2,101	△ 2,101			△ 2,101				△ 2,101	
当期純利益							2,992	2,992			2,992				2,992	
固定資産圧縮積立金の取崩					△	13		13	－		－				－	
自己株式の取得									△	0	△	0			△	0
自己株式の処分		84	84							224	308					308
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												5,038	5,038	△	55	4,982
当期変動額合計	－	84	84	－	△	13	－	904	891	223	1,199	5,038	5,038	△	55	6,181
当期末残高	10,000	415	415	2,500	126	19,485	7,695	29,807	△	747	39,476	11,033	11,033	156	50,666	

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

(i) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(ii) その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に引き次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額は、連結計算書類においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一方、計算書類において当該未処理額は、上記「3. (3) 退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結計算書類における方法と異なっております。

(4) 約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産	453百万円
固定資産の減損（※）	1,831百万円

（※）固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。

なお、当該項目の内容については、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

（単位：百万円）

担保権によって担保されている債務	期末残高	担保に供している資産		
		有形固定資産	投資有価証券	合 計
短期借入金	1,780	340	2,648	2,988
金融機関借入金	1,730	340	2,569	2,909
証券金融会社借入金	50	－	79	79
信用取引借入金	237	－	－	－
合 計	2,017	340	2,648	2,988

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券630百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を取引所の会員信認金の代用として10百万円、取引参加者保証金の代用として9百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への当初証拠金の代用として405百万円、清算基金の代用として139百万円を差し入れております。

2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1) 信用取引貸証券	160百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	226百万円
(3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	6百万円

（注）担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	4,635百万円
(2) 信用取引借証券	108百万円
(3) 受入保証金代用有価証券（※）	10,349百万円

（※）再担保に供する旨の同意を得たものに限ります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額

2,654百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	134百万円
長期金銭債権	126百万円
長期金銭債務	0百万円

個別注記表

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業収益	0百万円
営業費用	92百万円
営業取引以外の取引高	95百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	1,443,280	937	218,239	1,225,978

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。	
単元未満株式の買取りによる増加	937株
減少数の内訳は、次のとおりであります。	
ストックオプションの権利行使に対する割り当てによる減少	218,100株
単元未満株式の売渡請求による減少	139株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	306百万円
未払費用	82
未払事業税	64
有価証券評価減	372
退職給付引当金	268
固定資産評価減	133
金融商品取引責任準備金	27
その他	134
繰延税金資産小計	1,389
評価性引当額	△ 935
繰延税金資産合計	453
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,458
固定資産圧縮積立金	51
前払年金費用	311
繰延税金負債合計	3,821
繰延税金資産との相殺	△ 453
繰延税金負債の純額	3,367

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07
住民税均等割	0.51
賃上げ促進税制の適用	△ 3.16
評価性引当額の増減	△ 0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.49
その他	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.28

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	丸三 ファイナンス 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金貸借関係	資金の借入	946	短期借 入金	－

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して決定しております。担保は差入れておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	718円96銭
1株当たり当期純利益	68円40銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

共通支配下の取引等に関する事項
当該項目の内容については、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

〔その他の注記〕

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額(百万円)
長野県上水内郡	遊休資産	土地	26
合 計			26

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の遊休資産は時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額を適用しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑中健二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以上が第105期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,325	4,179
減価償却費	482	453
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 225	△ 83
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 1	△ 31
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3	180
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	30
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	△ 55	△ 21
減損損失	26	10
投資有価証券評価損益 (△は益)	△ 0	—
固定資産除売却損益 (△は益)	1	39
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 1,297	△ 1
受取利息及び受取配当金	△ 682	△ 537
支払利息	49	52
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	814	△ 1,057
立替金及び預り金の増減額	△ 3,806	6,305
トレーディング商品の増減額	397	73
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	1,038	△ 1,355
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	△ 3	△ 39
受入保証金の増減額 (△は減少)	△ 444	65
募集等払込金の増減額 (△は増加)	△ 356	△ 707
その他	△ 134	△ 518
小計	1,123	7,036
利息及び配当金の受取額	663	539
利息の支払額	△ 47	△ 52
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 1,899	33
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 160	7,557
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△ 99	△ 99
投資有価証券の売却による収入	1,523	1
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 944	△ 571
有形固定資産の売却による収入	5	3
その他	25	△ 67
投資活動によるキャッシュ・フロー	509	△ 734
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 920	△ 50
リース債務の返済による支出	△ 2	△ 1
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	142	257
配当金の支払額	△ 4,273	△ 2,092
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,054	△ 1,886
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 215	453
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 4,920	5,390
現金及び現金同等物の期首残高	36,368	30,978
現金及び現金同等物の期末残高	31,448	36,368

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

12 sets of horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

メ 毛

事業報告

計算書類

監查報告

参考情報

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月下旬頃に発送いたします。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.marusan-sec.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になれます。
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

